



令和4年5月25日
福岡市こども未来局

市政記者各位

子育て世帯生活支援特別給付金について

国の「コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策」である、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金について、下記のとおり支給しますので、お知らせいたします。

1 対象者

平成16年（特別児童扶養手当の対象児童は平成14年）4月2日から令和5年2月28日まで生まれた児童を養育し、以下のいずれかに該当する方。

ひとり親世帯

- ・令和4年4月分の児童扶養手当が支給されている方（申請不要）
- ・公的年金等を受給し、令和4年4月分の児童扶養手当を受給していない方（申請必要）
（ただし、児童扶養手当に係る支給制限の限度額を下回る人に限る）
- ・令和4年4月分の児童扶養手当を受給していないが、新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当の対象となる水準まで下がった方（申請必要）

ひとり親世帯以外

- ・令和4年4月分以後の児童手当又は特別児童扶養手当を受給しており、令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である方（申請不要）
- ・上記以外で令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である方※（申請必要）
（※令和4年1月以降、新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変し、所得が市町村民税均等割非課税の水準となった方を含む）

2 支給額 児童一人当たり 5万円

3 支給予定（申請不要な方）

【ひとり親世帯】⇒6月10日（金）予定（5/25以降、「支給を知らせる事前通知」を郵送予定）

【ひとり親世帯以外】⇒6月17日（金）予定（6/3以降、「支給を知らせる事前通知」を郵送予定）

4 申請について（申請が必要な方のみ）

申請受付 6月下旬開始予定（詳細が決まり次第、ホームページ等でお知らせいたします。）

※ 給付金の対象になるか確認したい方や、申請が必要になるのか分からない方などは、要件を確認しご案内いたしますので、まずはコールセンターへお問い合わせください。

【お問い合わせ】 福岡市子育て世帯生活支援特別給付金コールセンター（5月25日に開設）

TEL 092-401-1912（受付時間：平日9時～17時30分）

土・日・祝・年末年始（12月29日～1月3日）休み